



国海安第117号の2
平成20年10月29日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 秋田 務



船舶区画規程等の一部を改正する省令について（通知）

船舶区画規程等の一部を改正する省令が平成20年10月29日に公布される予定であるので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

船舶区画規程等の一部を改正する省令案について

平成20年10月
海 事 局
安 全 基 準 課

1. 背景

船舶の堪航性及び人命の安全の保持については、船舶安全法(昭和8年法律第11号)及び同法に基づき定められた船舶区画規程(昭和27年運輸省令第97号)、船舶復原性規則(昭和31年運輸省令第76号)等において、その基準が定められている。

国際航海に従事する船舶については、国際海事機関で採択されている「1974年の海上における人命の安全のための国際条約(以下「SOLAS 条約」という。)」に従い基準が定められているところ、平成17年5月及び平成18年12月に SOLAS 条約が改正され、平成21年1月1日から発効予定であることから、国内法令において、当該改正内容を担保する必要がある。

また、沿岸のふくそう海域で船舶の事故が多く発生している状況を受け、内航船の堪航性等の調査を行ったところ、外航船に比べて堪航性等が不十分であると判断されたことから、内航船の基準を見直し、更なる安全確保を図る必要がある。

これらの状況に鑑み、船舶区画規程、船舶復原性規則等について所要の改正を行う。

2. 改正概要

(1) SOLAS 条約改正への対応

これまで貨物船のみに適用されていた確率論による損傷時復原性基準の旅客船への適用、船首隔壁及び二重底の設置位置に関する基準の貨物船と旅客船間での統一等の改正を行う。【船舶区画規程】

併せて、非損傷時における復原性基準を SOLAS 条約に基づく技術規則(非損傷時復原性コード)に整合させるための改正を行う。【船舶復原性規則】

(2) 内航船の安全性の向上【船舶区画規程、船舶復原性規則及び小型船舶安全規則】

損傷時及び非損傷時における復原性基準について、これまで対象としていなかった内航船に対しても、船舶の大きさに応じて新たに対象とするための改正を行う。

(3) 漁船の復原性基準の見直し【船舶復原性規則】

これまで簡易な計算式により復原性能を間接的に評価していた基準を、漁船の船型変化等に対応できるよう、個船ごとの復原性能を直接評価できる基準に見直すための改正を行う。

(4) その他

上記改正に伴う条ずれへの対応等所要の改正を行う。

3. スケジュール(予定)

公 布 平成20年10月29日

施 行 平成21年1月1日(改正 SOLAS 条約の発効日)